

マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費のロジックモデル

現状把握・課題設定

【現状】

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により、転出者は、転出元市町村に転出届を提出する必要があるが、この手続きは、一般的に転出元市町村への出頭又は郵送により行われることとなる。また、転入時には、原則として転出元市町村で発行される転出証明書を転入先市町村に提出しなければならないこととされている。こうした住民の手続負担や市町村の事務負担の軽減、年度末・年度当初などの窓口混雑の緩和を図る必要がある。

デジタル社会の実現に向け、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正により、令和4年度中に、マイナンバーカード所有者が転出届をマイナポータル経由で転出市町村にオンラインで提出した場合等において、転出元市町村から転入先市町村に転出証明書情報を事前に通知することとされた。

【課題】

マイナンバーカード所有者について、上記制度改正を踏まえ、マイナポータル経由で転出届を受け付けられるようにするとともに、転出市町村から転入市町村に対する転出証明書情報の事前通知を行うため、市町村におけるシステム改修を図る必要がある。

インプット(資源)

【予算】

- (1) 社会保障・税番号制度システム開発等補助金: 7,784百万円(R3)、-(R4)
- (2) 社会保障・税番号制度システム開発等委託費: 457百万円(R3)、493百万円(R4)

アクティビティ(活動)

【住民記録システム等の改修】

- (1) 転出市町村において、マイナポータルから提出された転出届の情報を住民記録システム(※1)に取り込む機能を追加するための改修等
- (2) 転出証明書情報を、転入市町村の住民記録システムへ自動連携する等の住民基本台帳ネットワークシステム(※2)の改修等

※1 住民基本台帳の管理等を行うためのシステム
※2 住民基本台帳をネットワーク化したシステムで、住民票の記載等のための通知を送信することができる

アウトプット(活動目標・実績)

住民記録システムの改修を行うための社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用する地方公共団体数

【見込】

市区町村数: 1,741団体(令和4年度)

【実績】

交付決定に係る市区町村数: 1,729団体(令和3年度)

アウトカム(成果目標・実績)

【アウトカム】

- ① マイナポータルを通じた転出届のオンライン提出による住民の転出届等に係る手続負担軽減、転出元市町村における事務負担の軽減及び混雑緩和(1,741団体)
- ② 転出証明書情報の事前通知による転入市町村における事務の円滑化(1,741団体)

※ 事業開始後、マイナンバーカードの普及率等も踏まえつつ、アウトカム指標について更なる検討を行う。

インパクト (国民・社会への影響)

- ・ マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化により、行政の効率化や行政サービスの向上が図られる。
- ・ オンラインでも安全・安心に本人確認が可能となるマイナンバーカードの普及を通じてデジタル社会の実現が図られる。